

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
H30登録-04	H30年(2018年)11月30日 (R2年(2020年)6月30日) (R5年(2023年)9月29日) (R7年(2025年)6月18日)	まつら森林組合	代表理事組合長 吉村 陽一	佐賀県唐津市厳木町中島5番地1	0955-63-2022	有

注：「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系統職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
14人 (14人)	11人 (11人)	無	有	25人	その他の林業 6%	25人	25人	25人	18人
登録情報の変更時点の状況 (年 月 日)									
(人)	(人)			人	%	人	人	人	人



5年後の目標 (うち常用)
22人 (22人)

※「職員数のうち常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4箇月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※「退職金共済等」には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、自社の退職金制度等も含まれている。

※「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

※「雇用に関する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネジャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監理士)		
16人	6人	5人	5人	10人	0人	0人	1人	0人	人	人

※「フォレストワーカー」（林業作業士）、「フォレストリーダー」（現場管理責任者）、「フォレストマネージャー」（統括現場管理責任者）とは、研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

※「森林作業道作設オペレーター」とは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

※「森林施業プランナー」とは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

※「技術士」とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

※「技能士」とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

※「林業技士」とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

※「フォレスター」（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現 状【登録時】									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ	グラップルソー	
0台	4台	1台	5台	4台	0台	0台	0台	0台	台
登録情報の変更時点の状況（ 年 月 日）									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ	グラップルソー	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台



5年後の目標									
0台	5台	0台	5台	2台	0台	2台	0台	1台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まれていない。

4. 事業量等

実 績【事業期間 R5年7月 1日 ～ R6年6月30日】													
区分	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業量 作業道 (m)	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な業者名を 記載	造林の請負 がある場合 は、主な業 者名を記載
	主 伐			間 伐			植 付 (ha)	下 刈 (ha)	その他 (ha)				
	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)							
直営	7.13	2,864	6.5	58.78	5,411	5.8	4.73	19.51	45.15	6,968	唐津市 東松浦郡玄海町	・ 横山木材 ・ 古賀木材 ・ 吉岡林業	-
請負	4.95	2,869		-	-		-	-	-	-			
計	12.08	5,733		58.78	5,411		4.73	19.51	45.15	6,968			

登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】													
区分	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業量	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な業者名を 記載	造林の請負 がある場合 は、主な業 者名を記載
	主 伐			間 伐			植 付 (ha)	下 刈 (ha)	その他				
	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)							
直営													
請負													
計													



5年後の目標【事業期間 R11年7月 1日 ～ R12年6月30日】													
区分	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業量 作業道 (m)	事業区域	素材生産の 請負がある 場合は、主 な業者名を 記載	造林の請負 がある場合 は、主な業 者名を記載
	主 伐			間 伐			植 付 (ha)	下 刈 (ha)	その他 (ha)				
	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)							
直営	14	6,400	7.2	65	6,000	6.4	6	22	50	7,700	唐津市 東松浦郡玄海町	-	-
請負	-	-		-	-		-	-	-	-			
計	14	6,400		65	6,000		6	22	50	7,700			

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下「直営施業」という。）

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※造林事業量のうち「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業が含まれる。

※「左記以外の林業の事業量」には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等が含まれる。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	有して 今後整備		(2)適切な更新	取り組ん 今後取り	
	いる	する		でいる	組む
・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	☒	☐	・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施	☐	☐
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称：)	☐	☐	・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	☒	☐

6. 生産管理の取組

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
☒	☐ （←年後）
☐	☐ （←年後）
☐	

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名：)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名：佐賀県森林組合連合会木材共販所、唐津木材市場協同組合、(株)伊万里木材市場)
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
☐	☐ （←年後）
☒	☐ （←年後）
☐	

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
☒	☐ （←年後）
☒	☐ （←年後）
☒	☐ （←年後）
☐	☐ （←年後）
☐	

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体：佐賀県森林組合連合会)
- ・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体：)
- ・ その他

策定・遵守済	策定・遵守予定
☐	☐ （←年後）
☒	☐ （←年後）
☐	☐ （←年後）
☐	

10. 雇用管理の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☐	

11. 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 作業現場の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他

取り組んでいる	今後取り組む
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☒	☐
☐	

12. その他の情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

※「実践体制基礎評価」とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。